



# 平成 26 年度年次報告

平成 27 年 4 月

電気通信紛争処理委員会

(参考) 電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参考条文

○ 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、  
あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、  
当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の  
件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に  
関し重要な事項